

# IFRS 10Minutes

PwCが国際財務報告基準に関する最新情報を簡潔にお届けするニュースレター

Vol. 44  
2019年1月

pwc

## 01 IASBプロジェクト 「のれんと減損」 最近の動向

2009年

改訂IFRS第3号「企業結合」適用開始

2013年

改訂IFRS第3号の適用後レビューを開始

2015年

適用後レビューのフィードバックに基づき、リサーチプロジェクトとしてIFRS第3号とIAS第36号「資産の減損」について以下の検討を開始

- ▶ のれんの事後の会計処理
- ▶ 減損テストの改善

のれんの減損損失の  
認識が遅すぎる

減損テストの  
コストが高い

2018年  
7月

IASB会議で以下を暫定決定

- ▶ のれんの償却を再導入するかどうかを検討
- ▶ 次のステップとしてディスカッション・ペーパーを公表
- ▶ リサーチにおいて以下の3つの目的を追求
  - a. 企業結合等に関する開示の改善
  - b. のれんの会計処理の簡素化
  - c. 使用価値の計算の改善

IASB議長来日時(8月)に、  
のれん償却の再導入の  
検討に前向きな発言あり

2018年  
10月

IASB会議でディスカッション・ペーパーの概要等が議論されたものの、  
特段の決定事項はなし

2019年下期 ディスカッション・ペーパーまたは公開草案を公表予定

依然として議論の方向性は不明であり、  
今後の審議次第

### 【目次】

- 01 IASBプロジェクト: のれんと減損
- 02 IASBプロジェクト: 基本財務諸表
- 03 IASBプロジェクト: IFRS第17号「保険契約」
- 04 IFRS-IC会議: 主なトピックの動向
- 05 IFRS基準の修正
- 06 その他のIFRS関連ニュース

# 02 IASBプロジェクト 「基本財務諸表」 最近の動向

財務業績計算書の小計の例示(一般事業会社の場合)

収益		10,000
売上原価		△4,000
総利益		6,000
販売費及び一般管理費		△3,000
<b>c. 営業利益</b>		<b>3,000</b>
不可分の関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益		500
<b>b. 営業利益並びに不可分の関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益</b>		<b>3,500</b>
金融資産の公正価値変動	投資から生じる 収益/費用	250
配当利益		50
不可分でない関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益		100
<b>a. 財務及び法人所得税前利益</b>		<b>3,900</b>
現金及び現金同等物、並びに財務活動から生じるその他の収益	財務 収益/費用	100
財務活動から生じる費用		△1,000
その他の財務収益・費用		△100
税引前利益		2,900

詳細は今後の審議次第

## IASB会議の主な内容

目的: 基本財務諸表\*1のうち主に財務業績計算書に焦点を当てた構造の改善

企業間で比較可能な小計が必要

### 1. 財務業績計算書における新たな3つの小計

IFRS基準で定義される以下の3つの小計を、財務業績計算書で表示することが暫定決定された。

- a. 財務及び法人所得税前利益 ⇒ 税引前利益から財務収益/費用を除く
- b. 営業利益並びに不可分の\*2関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益 ⇒ 上記aから、投資から生じる収益/費用(不可分でない\*2関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益を含む)を除く
- c. 営業利益 ⇒ 上記bから、不可分の関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益を除く

### 2. 経営者業績指標(Management Performance Measures: MPM)

経営者業績指標の開示について、以下の要求事項が暫定決定された。

自社のストーリーを伝える柔軟性が必要

- ▶ 企業は、経営者の見方で、企業の財務業績を伝える利益の指標を識別(IFRS基準で要求される小計や合計がこれに該当する場合もあり)
- ▶ MPMの算定において特段の制約なし
- ▶ MPMとIFRS基準で要求されている最も比較可能な小計との調整表を注記で開示
- ▶ MPMの名称は利用者の誤解を招かないように明瞭かつ理解可能なもの
- ▶ その他のMPMに関する情報を開示(選定理由や算定方法など)

### 3. 分解表示の改善

分解表示の改善に関しては、以下の論点などについて議論が行われている。

- ▶ 財務諸表における分解表示の原則
- ▶ 財務業績計算書における性質別・機能別の分解表示
- ▶ 通例ではない(Unusual)項目や発生頻度が低い(Infrequent)項目に関するガイダンス
- ▶ 基本財務諸表で要求される最低限必要な表示項目の拡大の検討
- ▶ 一部の業界を対象とした基本財務諸表のテンプレートの検討

有効な分解表示が必要

2019年下期 ディスカッション・ペーパーまたは公開草案を公表予定

\*1 基本財務諸表は、財務業績計算書、財政状態計算書、キャッシュ・フロー計算書および持分変動計算書から構成  
本プロジェクトは、2018年9月よりリサーチ・プログラムから基準設定プログラムに移行

\*2 企業の主要な事業と「不可分な(Integral)」および「不可分でない(Non-integral)」関連会社と共同支配企業に係る持分法投資損益を、財務業績計算書上に独立して表示することが暫定的に決定

# 03 IASBプロジェクト 「IFRS第17号 『保険契約』」 最近の動向

## 関係者から寄せられた懸念および適用上の課題 25の論点

1	IFRS第17号の適用範囲：保険リスクを移転する貸付金およびその他の形式による与信
2	保険契約の集約レベル
3	契約の境界線外における更新に関する保険獲得キャッシュ・フロー
4	ロック・イン割引率の使用による契約上のサービス・マージンの調整●
5	割引率およびリスク調整●
6	企業集団におけるリスク調整●
7	契約上のサービス・マージン：一般モデルのカバー単位
8	契約上のサービス・マージン：リスク軽減の例外の限定適用●
9	保険料配分アプローチ：受取保険料●
10	企業結合：契約の分類●
11	企業結合：決済期間において取得した契約●
12	保有再保険契約：基礎となる保険契約が不利な場合の当初認識
13	保有再保険契約：変動手数料アプローチの不適合性
14	保有再保険契約：未発行の基礎となる保険契約から生じる期待キャッシュ・フロー●
15	資産グループと負債グループの分離表示●★
16	財政状態計算書における表示：未収保険料●
17	保険金融収益または費用に関するOCIオプション*2●
18	直接連動有配当保険契約の定義●
19	期中財務諸表：会計上の見積りの取扱い●
20	IFRS第17号の当初適用日●
21	発効日：比較情報
22	IFRS第9号の一時的免除●
23	経過措置：移行方法の選択性
24	修正遡及アプローチ：さらなる修正
25	経過措置—公正価値アプローチ：関連する金融資産に関するその他の包括利益

## IASB会議の主な内容

目的：IFRS第17号の適用にあたって関係者から寄せられた懸念および適用上の課題について、IFRS第17号の要求事項を修正する必要があるかどうかの検討

### 1. 発効日の1年延期

2018年11月のIASB会議で、以下の提案を行うことが暫定決定された。

- ▶ IFRS第17号の発効日を1年延期して、2022年1月1日以後開始する事業年度とする
- ▶ IFRS第9号「金融商品」とIFRS第17号の両方を同時に適用できるように、保険会社に対するIFRS第9号の一時的免除の適用も2022年まで延長

2021年1月1日



2022年1月1日

### 2. IFRS第17号の修正

2018年10月のIASB会議で、IFRS第17号の考え得る修正を評価するために以下の判断基準が暫定決定された。

- ▶ 修正により、IFRS第17号で財務諸表利用者に提供されるはずの情報と比較して、有用な情報の大幅な損失が生じないこと
- ▶ 修正により、すでに進行中の導入作業が混乱したり、IFRS第17号の発効日を過度に遅延させるリスクを生じたりしないこと

2018年12月までのIASB会議で、関係者から寄せられた懸念および適用上の課題である25の論点(左図参照)のうち、15の論点(●)が議論された。その結果、上記1.発効日の1年延期と左図論点15(★)\*1以外はIFRS第17号の要求事項の修正を行わないことが暫定決定された。

2019年第2四半期 公開草案を公表予定

今後、審議が急ピッチで進められる可能性あり

\*1 財政状態計算書における保険契約資産および負債の表示について、保険契約グループではなく保険契約ポートフォリオを使用して決定すること

\*2 割引率の変更の影響を純損益に認識するか、その他の包括利益(OCI)に認識するかの会計方針を選択すること

# 04 IFRS-IC会議 主なトピックの動向

## IFRS解釈指針委員会(IFRS-IC)では・・・

IFRS基準について市場関係者から寄せられた論点が検討されており、論点の基準設定アジェンダへの追加が決定されると、IFRIC解釈指針の開発や狭い範囲のIFRS基準の修正が検討される。

一方、多くの論点は、既存のIFRS基準が適切な基礎を提供しているとして、基準設定アジェンダへの追加が却下されるが、IFRS-ICはその却下した論点について、論点の概要と、基準設定アジェンダに追加しないと判断した理由を「アジェンダ決定」としてまとめて公表している。

## 仮想通貨

### ◆ 論点

仮想通貨の保有およびイニシャル・コイン・オフリング(ICO)に関する、既存のIFRS基準の適用方法と基準設定の必要性

### ◆ 2018年11月のIASB会議での暫定決定事項

- 仮想通貨の保有に関する既存のIFRS基準の適用方法を説明するアジェンダ決定の検討をIFRS-ICに要請
- 仮想通貨の保有およびICOに関するプロジェクトの作業計画への追加なし(市場動向のモニタリングは実施)

### ◆ 今後の予定

IFRS-IC会議で上記のIASBの要請について検討

## 公開草案「不利な契約－契約履行のコスト」 (2018年12月13日公表)

### ◆ 論点

企業がIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に基づき損失が生じる契約(不利な契約)かどうかを評価する際に考慮する不可避的なコストに含まれる可能性のある「契約履行のコスト」の範囲の明確化

### ◆ 本修正案の主な内容

「契約履行のコスト」には、増分コスト(材料費など)と契約に直接関連する他のコスト(企業が契約を履行するために使用する設備の減価償却費など)の配分額の両方が含まれる旨を定めるためのIAS第37号の修正を提案

### ◆ 今後の予定

本修正案のコメント募集締切は2019年4月15日

## 繰延税金:資産及び負債の税務基準額

### ◆ 論点

企業がリースや廃棄債務などの取引の当初認識において、資産と負債の両方を認識する場合の繰延税金の認識の是非

### ◆ 2018年6月のIFRS-IC会議での暫定決定事項

- IASBにIAS第12号「法人所得税」の狭い範囲の修正の提案を提言
- 将来減算一時差異と将来加算一時差異が同時に発生し、その結果、同額の繰延税金資産と繰延税金負債を認識する取引について、IAS第12号第15項・第24項の当初認識の免除規定は適用されないとする修正を提案

### ◆ 2018年10月のIASB会議での暫定決定事項

IAS第12号の狭い範囲の修正を提案するというIFRS-ICの提言に賛成

### ◆ 今後の予定

IASB会議で経過措置やデュー・プロセスについて議論

# 05 IFRS基準の修正

## 「事業の定義(IFRS第3号の修正)」(2018年10月22日公表)

### ◆ 修正の目的

「事業」の定義の明確化(IFRS第3号「企業結合」における既存の「事業」の定義は複雑すぎると考えられており、多くの取引が企業結合の要件を満たす結果となっていた)

### ◆ 考えられる影響

すべての業種(特に不動産、医薬および石油・ガス業界)で「資産グループ」の取得として会計処理される場合が増える可能性あり

### ◆ 適用時期

取得日が2020年1月1日以後開始する最初の事業年度の期首以後に行われる取引に適用(早期適用も可能)

企業は、「事業」の定義に基づき、実施した取得が「事業」の取得(企業結合)なのか、「資産グループ」の取得なのかを判断する。  
その結果により、会計処理は大きく異なる。

例えば・・・

事業の取得

⇒ のれんの認識あり

資産グループの取得

⇒ のれんの認識なし

(参照: PwC Inform-In Brief 「IFRS第3号「企業結合」の修正—事業の定義」)

## 「『重要性がある』の定義(IAS第1号及びIAS第8号の修正)」(2018年10月31日公表)

### ◆ 修正の目的

- IAS第1号「財務諸表の表示」やIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」などのIFRS基準と概念フレームワークとの間における、「重要性がある」の定義を整合させること
- 「重要性がある」の定義に係るガイダンスの明確化

### ◆ 考えられる影響

既存のガイダンスに基づくため、企業による財務諸表作成への影響は限定的

### ◆ 適用時期

2020年1月1日以後開始する事業年度より適用(早期適用も可能)

### 「重要性」とは・・・

財務諸表に情報を含めるべきかどうかを企業が判断する際に役立つ、IFRS基準における会計上の概念

### 修正後の「重要性がある」の定義

情報は、それを省略したり、誤表示したり覆い隠したりしたときに、特定の報告企業の財務情報を提供する一般目的財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性がある。

(参照: PwC Inform-In Brief 「『重要性がある』の定義の修正 (IAS第1号及びIAS第8号の修正)」)

# 06 その他のIFRS関連ニュース

2018年10月からの3カ月間のIFRSに関連するその他のニュースを紹介します。  
さらに直近のニュースをご覧になりたい場合は、PwCのInformウェブサイト(右記)をご利用ください。

**Inform**  
<https://inform.pwc.com/>



- 1. IFRS財団評議員会の議長にErkki Liikanen氏が就任 (2018年10月1日)**  
IFRS財団評議員会議長にフィンランド中央銀行の前総裁であるErkki Liikanen氏が就任した。任期は2021年10月1日まで。
- 2. ASBJがASAFのメンバーに再任 (2018年10月30日)**  
企業会計基準委員会(ASBJ)が、会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)の第3期メンバーとして再任された(任期は3年)。ASAFは、IASBに対して技術的な助言を行う目的で2013年3月にIFRS財団により設置にされた組織であり、主要な各国の会計基準設定主体や地域グループによる12のメンバーから構成されている。
- 3. 金融庁が「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正を公表 (2018年11月15日)**  
本改正により、IASBが2018年6月30日までに公表したIAS第19号「従業員給付」および「財務報告に関する概念フレームワーク」に関する修正が、連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準に含まれた。  
また、ASBJが2018年6月30日までに公表した修正国際基準が、連結財務諸表規則第94条に規定する修正国際基準とされた。  
本改正は公布された11月15日より適用される。

- 4. IFRS財団が定款を修正 (2018年11月29日)**  
IFRS財団の評議員会は、IFRS財団の定款の一部を修正した。主な内容は以下のとおり。
  - 評議員会の議長および副議長の任期は最長9年間
  - 議長は評議員のほか、評議員会外からの任命も可能
  - 副議長は評議員の中から任命
- 5. 「銀行間取引金利(IBOR)改革及び財務報告に対する影響」のプロジェクトが基準設定プログラムへ移行 (2018年12月12日)**  
IASBは、2018年12月のIASB会議において、「IBOR改革及び財務報告に対する影響」のプロジェクトを基準設定プログラムに追加することを決定した(2019年第2四半期に公開草案を公表予定)。今後の審議の進め方は、IBOR改革前に財務報告に影響を与える会計上の論点の分析を行った後、IBOR改革の施行時に財務報告に影響を与える論点に焦点を当てるとされている。
- 6. IFRS財団がIFRS財団評議員に増一行氏を指名 (2018年12月20日)**  
IFRS財団は、IFRS財団評議員に三菱商事株式会社の取締役常務執行役員およびCFOの増一行氏を指名した。  
任期は2019年1月1日より始まる3年間となる。また、岡田譲治氏は2018年12月31日をもって評議員の任期が満了となった。
- 7. ASBJが改正「修正国際基準」を公表 (2018年12月27日)**  
ASBJは、IFRS第16号「リース」及び2017年7月1日から12月31日までの間にIASBにより公表された会計基準等を対象としてエンドースメント手続を実施し、改正「修正国際基準」を公表した。

# How PwC can help

IFRSの基準書や総合的な情報は  
**Inform**

**PwCがお手伝い  
できること**

## IFRS導入支援

全面的なIFRSコンバージョン支援から、特定領域のみのアドバイザーまで幅広くご支援します。

## グローバル勘定科目 統一支援

経営情報の比較可能性向上と業務効率化のため、勘定科目の整備と会計マニュアルの作成をご支援します。

## 内部監査支援

アドバイスから、リソースの提供、アウトソーシングまで、クライアントの体制とニーズに適した関与形態でご支援します。

## 決算期統一・ 決算早期化支援

決算早期化の阻害要因を解決し、マネジメントサイクルの統一をご支援します。

日本企業をとりまく状況  
グローバル化の進展・加速

海外子会社とのコミュニケーション/協働体制を推進する必要性  
グローバル経営管理体制の強化/再構築の必要性

## 企業買収・再編関連 会計アドバイザー

M&Aなどの取引実行前段階から実行後段階まで、すべての場面で会計アドバイザーを提供します。

## 経理人材育成 の研修支援

クライアントのニーズに合致したカスタマイズした研修を提供して、経理人材の育成を支援します。

## 海外進出の 総合支援

海外進出に当り、現地調査から設立手続きまで総合的に支援します。

## 複雑な会計領域 のアドバイス

複雑な会計領域について、戦略的な会計処理をご提案します。

# Contact us

## **PwC Japan**

PwCあらた有限責任監査法人

PwC京都監査法人

PwCコンサルティング合同会社

PwCアドバイザリー合同会社

PwC税理士法人

PwC弁護士法人

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、ディールアドバイザリー、コンサルティング、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

## **PwC Japan IFRS** ウェブサイト:

<http://www.pwc.com/jp/ja/ifrs.html>

IFRSの基準書や総合的な情報は

## **Inform**



## **Inform** (IFRSの基準書や総合的な情報提供ウェブサイト):

<https://inform.pwc.com/>

## **PwC Japan IFRS** プロジェクト室:

E-mail: [aarata.ifrs@jp.pwc.com](mailto:aarata.ifrs@jp.pwc.com)

責任者: 小林 昭夫 澤山 宏行